

## 「第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和3年1月7日（木）18時30分  
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

### 【危機管理監】

それでは、第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始いたします。次第については、スライドの通りです。

次、まず世界各地の感染状況です。世界では、感染者数が約8,640万人、死亡者数については186万人を超える方々が亡くなられている状況です。

次、国内の発生状況になります。1月5日24時の時点で、感染者数が約25万人、死亡者数につきましては3,718名という状況であります。

次、都の発生状況になります。1月6日19時45分時点で陽性者数は、累計で6万6,343人、入院者数は3,090人、重症者が113人、宿泊924人、自宅療養4,901人といった状況です。退院等された方につきましては、5万3,256名という状況にあります。

次、直近の国の動きです。1月7日第51回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。これに合わせて基本的対処方針も改定をされています。直近の都の動きが右側になります。1月4日に第46回対策本部会議を開催いたしました。

次、新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。このページに関しては新たなところはあります。

次、住宅政策本部におきまして、新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえまして、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、都営住宅の毎月募集におきまして対象世帯と募集戸数を拡大し、随時募集におきまして、新たな団地を追加しております。合計355戸というところです。

次、このページに関しましては、新しいところはあります。

次、一番下のところになります、教育庁です。新型コロナウイルス感染症対策の徹底についてということで通知を発出しております。これは、一都三県緊急事態行動に伴う注意喚起になります。区市町村には、都の措置を参考に対策の徹底を再周知しております。

次、それでは本日用いました、モニタリング会議の分析結果につきまして、健康危機管理担当局長からご説明をお願いいたします。

### 【健康危機管理担当局長】

はい。それでは、ご説明いたします。先ほどモニタリング会議で報告されました専門家の分析結果につきまして、簡単にご説明いたします。

専門家の方々からはまず、感染状況について、新規陽性者数の増加を徹底的に抑制しなければならないこと、接触歴等不明者の増加比は、高い水準で増加しており、実効性のある強い感染拡大防止策をただちに実行する必要があることなどから、最高レベルの「感染が拡大していると思われる」との総括コメントをいただきました。

続いて、医療提供体制についてでございますが、入院患者数は約 3,000 人と非常に高い水準の中で増加が続いており、医療提供体制が危機的状況に直面していること、破綻を回避するためには、新規陽性者数を減らし、重症患者数を減少させることが最も重要であることなどから、医療提供体制についても、4 段階のうち、最高レベルとなる「体制が逼迫していると思われる」との総括コメントをいただきました。

私からは以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、東京都緊急事態措置等（案）及びコールセンターにつきまして総務局からお願いいたします。

#### 【総務局次長】

はい。新型コロナウイルス感染拡大防止のための都における緊急事態措置等(案)、これに伴うコールセンターの設置の 2 点についてご説明を申し上げます。

国は本日、緊急事態宣言の発出を決定いたしました。明日 8 日 0 時から、2 月 7 日まで一都三県は、緊急事態宣言の対象となります。

これを受けまして、一都三県で一体となって、感染拡大防止に取り組みます。

対象となる区域は、島しょ地域を含む都内全域、期間は 1 月 8 日 0 時から 2 月 7 日 24 時までとします。

実施内容は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に都民向け、事業者向けに要請を実施いたします。

都民向けには、特措法第 45 条第 1 項に基づき、生活や健康維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請いたします。特に 20 時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請します。

都は、区市町村等と連携し、繁華街や商店街などで見回り、呼びかけを強化いたします。

また、事業者向けには、特措法第 24 条第 9 項に基づき、飲食店等に対して営業時間の短縮を要請するとともに、イベントの主催者等に対して、規模要件等に沿ったイベントの開催等を要請します。

次に、施設の使用制限・イベントの開催制限の具体的な内容です。

飲食店と、遊興施設等のうち食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗に対し、営業時間を朝 5 時から 20 時までとすること、酒類の提供は、11 時から 19 時までとすることを

要請します。

要請期間は、1月8日0時から、2月7日24時までとします。

今回の措置は人流を抑制することに主眼があります。こうした飲食店等以外の施設についても、緊急事態措置以外の対応として、劇場、映画館、展示場、1,000平方メートルを超える物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館の集会の用に供する部分、運動施設、美術館、1000平方メートルを超えるサービス業を営む店舗などを対象に、20時以降の営業時間短縮、酒類の提供は、11時から19時までとすることについて協力をお願いします。

また、こちらの資料に記載のイベント関係の施設について、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下とするよう協力をお願いいたします。これらの協力依頼の期間は、同じく1月8日零時から2月7日24時までとします。

イベントの開催制限についてですが、人数上限5,000人、かつ、収容率50%以下での開催を要請します。あわせて、20時以降の営業時間短縮の協力依頼をいたします。要請等の期間は、1月12日0時から2月7日24時までといたします。

また、新年会・賀詞交歓会などは、飲食に繋がるため自粛をお願いします。イベント等についてはオンラインでの実施や延期をお願いいたします。

なお、本日、開催をいたしました感染症対策審議会において、緊急事態措置等（案）について、「妥当」とのご意見を頂戴しております。

続きまして、緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センターの設置について説明します。緊急事態措置等に対する都民や事業者の疑問・不安や感染拡大防止協力金に関する質問等に対応するため、コールセンターを設置し、相談体制を強化いたします。

明日1月8日から設置し、開設時間は9時から19時まで、土日・祝日を含む毎日の体制で相談をお受けします。電話番号についてはご覧のとおりです。

私からは以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、協力金の支給、テレワークの推進につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

#### 【産業労働局長】

当局からは、2点報告いたします。

一点目は、協力金の支給についてです。今回の特措法に基づく要請に、全面的にご協力いただける飲食店等の中小事業者の皆様に対して、店舗ごとに協力金を支給いたします。

明日8日から2月7日までの御協力に対して、186万円を支給いたします。なお、準備等が必要な場合で、1月12日からのご協力となる店舗につきましては、162万円を支給いたします。

また、ガイドラインを遵守の上、ステッカーを掲示することを支給の要件といたします。

二点目は、テレワークの推進強化についてです。緊急事態措置の期間を「テレワーク緊急強化月間」といたします。事業者の皆様には、週3日、社員の6割以上の方にテレワークを実施していただき、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務や時差出勤等を組み合わせることで、「出勤者数の7割削減」を強く働きかけてまいります。

また、強化月間におきましては、先月から開始いたしました、「東京ルール宣言企業」への融資の優遇を充実いたします。さらに、都が多摩地域の宿泊施設を借り上げて、テレワークオフィスとして多くの方々に提供する事業を開始いたします。今月20日からの利用に向け、取り組んでいます。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、都立施設の取扱いにつきまして、政策企画局長からお願いいたします。

#### 【政策企画局長】

はい。スライドはございませんが、都立施設等の取扱いについて申し上げます。

先ほど、総務局から施設の使用制限やイベントの見直しに関する緊急事態措置等について報告がございました。

各局所管に係るものにつきましては、速やかにかつ適切な対応をお願いいたします。

加えまして、現在休館期間を延長しております、上野動物園や都庁展望室などの都立施設につきましては、緊急事態宣言の期間に合わせまして、引き続き2月7日(日)まで、休館といたします。

以上の点の詳細につきましては、別途、通知しますので、あわせてお願いいたします。

以上です。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、学校の対応につきまして教育長からお願いいたします。

#### 【教育長】

はい。学校の対応についてでございますが、都立学校につきましては、感染防止対策を徹底しながら、学校運営を継続して参ります。

さらに、感染症対策を強化するため、部活動や合唱等の飛沫感染の可能性の高い活動については、緊急事態宣言に伴う、都の緊急事態措置が解除されるまでの間、中止といたします。

また、高校生は、地域をまたいで広範囲に通学をしております、自主的な活動も多く、

家庭内感染や部活動などのほか、放課後の学校外における生徒だけの飲食等による感染事例も見られているところでございます。

このため、時差通学の徹底とともに、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等を組み合わせた分散登校を実施いたします。

小中学校につきましては、都の取組を区市町村にお知らせをいたしますが、児童生徒の行動特性が高校生とは大きく異なりますことから、同様の対応は求めないことといたしまして、引き続き感染症対策を徹底しながら、学校運営を継続していただきたいと考えております。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

続きまして、一時宿泊場所の提供につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

#### 【福祉保健局長】

はい。新型コロナウイルス感染症の影響による失業等によりまして、住まいを失った方に対しては、年末から1月19日までの間、ビジネスホテルを一時的な宿泊場所として提供しているところでございます。

この受付期間を、緊急事態宣言の期間が終了する2月7日まで延長することといたします。お問合せ等については記載の電話番号にお掛けいただければと思います。

以上でございます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

事前にうかがっています、各局からの報告は以上でございますが、このほか、この場で発言等ある方いらっしゃいますか。Webで参加の皆様の中で、ご発言等ある方がいらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。

それでは、最後に、本部長からご発言をお願いいたします。

#### 【都知事】

皆さんご苦労さまでございます。

まず、今日のコロナ感染症の状況であります、本日の重症者数は121人、新規陽性者数が2,447人と、いずれも最多の数字となっております。

本日のモニタリング会議において、専門家からは、医療提供体制がひっ迫している、そのような指摘を受けております。まさに危機的な状況が続いております。

本日夕刻、政府によりまして、一都三県を対象として、緊急事態宣言が発出されました。

期間については、明日8日0時から2月7日までの1ヶ月程度となります。

この緊急事態を打開していくためには、都民・事業者の皆さんにご協力をいただいて、日々の行動を変える人の流れを徹底的に抑制していただく、このことを実現しなければなりません。

一都三県で協調し、国とも密に調整を図った上、都として、緊急事態措置等を決定いたしました。

また、飲食店等に対する営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただける中小事業者の皆様方に対しまして、協力金を支給いたします。

この協力金の支給につきましては、直ちに予算措置が必要となりますので、1,528億円の補正予算を編成いたしまして、専決処分をいたします。

この後、臨時記者会見を開きます。その場で、都民・事業者の皆様に対しまして、緊急事態打開のための呼びかけを行って参ります。

それぞれの局において、緊急事態宣言の下で、テレワークのより一層の活用など、更に効率的に働く、そして、一刻も早い事態の収束に向けて、都庁の総力を結集して都民の皆さんに対しての施策の推進に当たっていただきたいと思います。ともに頑張っていきましょう。よろしく申し上げます。

#### 【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。